

## 会 議 記 録

会議名称	平成 24 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会（入札監視委員会）
日 時	平成 24 年 12 月 13 日（木）午前 9 時 56 分～午後 12 時 03 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、田淵、七松 区側 総務部長、行政管理担当課長、企画課長、 定数・組織担当課長、経理課長、総務課長
配布資料	資料 1 報告書 資料 2 杉並区公共調達の指針 資料 3 杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱 資料 4 杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について 資料 5 入札参加除外措置一覧 資料 6～13 入札・契約制度の改革 資料 14 工事審議案件 資料 15 工事審議案件 参考資料 資料 16 委託・物品購入審議案件 資料 17 委託・物品購入審議案件 参考資料
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) 報告 ① 契約制度検討委員会 報告について ② 杉並区公共調達の指針について ③ 杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱について ④ 契約における暴力団等排除措置について (2) 平成 23 年度入札及び契約に関する外部評価について 3 その他

○会長 それでは、少し予定開始時間より早うございますが、ただいまから平成 24 年度第 3 回杉並区外部評価委員会を開きたいと思っております。

本日の主要な議題といたしましては、お手元に議事次第を配付しておりますとおり、契約関係の報告と、我々の今回の中心的な審議事項であります、平成 23 年度入札及び契約に関する外部評価について個別の審議をやっていただくことになっております。

最初に、事務局から資料等の確認をお願いしたいと思います。

○経理課長 おはようございます。経理課長の和久井でございます。

それでは、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の次第でございます。それから、資料は 1 から 17 で、資料 1 が「契約制度検討委員会（報告）」、資料 2 が「杉並区公共調達の手引」、資料 3 が「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」、資料 4 が「杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について」、資料 5 が「入札参加除外措置一覧」、資料 6 から 13 につきましては、ホッチキス留めで「入札・契約制度の改革」という冊子でございます。資料 14 が工事審議案件、資料 15 はその工事の入札見積経過調書となっております。資料 16 は、委託審議案件と物品購入審議案件でございます。最後が資料 17 で、委託と物品の入札見積経過調書でございます。

漏れはないでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長 それでは、最初に報告事項として、議事次第にありますとおり、契約制度検討委員会報告から契約における暴力団等排除措置について、①から④までまとめてご報告をお願いいたします。

○経理課長 それでは、私の方からご報告申し上げます。

本日は、私のほかに契約事務に携わる柴山、関口、岡田、この 3 係長も説明者として同席をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日は入札監視委員会として開催していただき、前年度、平成 23 年度 1 年間に区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議いただくものでございます。

なお、審議に入る前にお断りがございます。本委員会は公開とされております。一方で、入札事務における公正・公平性等を担保するために非公表としている内容がございます。このため、傍聴者がいる場合においては、審議の中でそうした内容についてお尋ねがあった場合など、大変恐縮ではございますが、お答えを一旦保留させていただく場合がございます。

ますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。こうした非公開情報の主なものとい  
たしましては、入札予定価格のうち非公表としているもの、これは委託や物品でそういつ  
た形のものでございます。それから、最低制限価格、低入札調査基準価格などでございま  
す。

次に、本日の審議案件についてですが、事前に皆様に契約一覧を送付し、抽出をしてい  
ただきました案件の中から、会長と事務局のほうで調整をさせていただきました工事案件  
7 件、委託案件が 5 件、物品購入案件 1 件の合計 13 件でございます。

なお、本日、審議案件に入る前に、4 点の報告事項がございます。どうぞよろしくお願  
いたします。

では、報告のほうに移らせていただきます。

それでは、資料 1 の報告をご覧くださいと思います。

最初に、昨年の 12 月に取りまとめました「契約制度検討委員会（報告）」についてで  
ございます。本日の報告案件は 4 件ございますけれども、この 4 件ともすべてこの報告の  
中に網羅されている形になっております。本日はタイトなスケジュールになっております  
ので、時間の関係で、この報告に基づきまして報告案件 4 件をまとめて報告させていただ  
ければと存じます。

それでは、資料 1 の報告書の 3 ページをお開きください。

まず、1 の「検討の背景と目的」のところでございますけれども、本委員会につしまし  
ては、今後の杉並区の公共調達のある方を整理し、その具体化の方策を示すために、平成  
22 年 9 月に発足をいたしまして、同年 12 月には中間のまとめを行い、その後、検討を重  
ね、平成 23 年 12 月にこの報告書を作成するに至ったものでございます。なお、「中間の  
まとめ」につきましては、下段の 2 に記載がございます。

次に、4 ページをお開きください。

こちらは「公共調達の基本的なあり方（指針）」でございますけれども、この部分につ  
きましては、きょうお配りしております資料 2 も同じ内容になっていますので、あわせて  
ご覧くださいと思います。

新たに 5 ページに、杉並区公共調達の指針ということで、この委員会の中で指針を設け  
たものでございます。報告書の 4 ページの上のほうにございますけれども、杉並区ではこ  
れまで、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為の排除と

いう 4 つの基本方針を定め、適正な入札契約手続きの執行に努めてまいりました。このたびこれらの方針を踏まえた上で、5 ページに記載がございます、今日の社会状況の変化に的確に対応すべく、適正な労働環境の整備や区の施策推進への寄与という視点を加えて、新たな 4 つの指針として定め、これからの区の公共調達のあるり方を明確にしたということでございます。指針の 4 項目につきましては、5 ページに記載のとおりでございます。

次に、6 ページ、7 ページにつきましては、「新たな指針と施策の体系」を記載したものでございます。時間の関係で、内容については省略をさせていただきます。

次に、8 ページをごらんください。

「指針を実現するための具体策」ということで、本報告で提起をする新たな取り組みとして、この 8 ページの四角い枠の中にごございますけれども、12 項目ほど挙げております。この中の(1)と(6)、(1)が「『(仮称)公契約等の業務に関わる従事者の適正な労働環境に関する要綱』の制定」、(6)が「暴力団等排除対策の実施」ですが、これらにつきましては後ほどまた資料がございますので、それとあわせて説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの 8 ページの部分でございますけれども、この中で(1)の「『(仮称)公契約等の業務に関わる従事者の適正な労働環境に関する要綱』の制定」につきましては、資料 3 をごらんいただきたいと思います。

こちらは、最終的には要綱の件名は、「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」という形で制定をいたしました。こちらは今年の 4 月 1 日から施行しているところでございます。

また、この要綱では、報告書の 9 ページ、四角の中の(2)「モニタリングシステムの強化／労働関係法令遵守の確認の充実」にも関連づけられておりまして、モニタリングの強化というところでは、9 ページの(2)になりますけれども、従事者の最低賃金金額を区に提出する確認書に明記していただきます。それから、受託業者との直接面談による確認を、原則年 1 回を原則年 2 回以上と改めております。それから、これは新しい施策の 1 つになりますが、社会保険労務士による調査の確認ということで、この報告書の中で記載をしているところでございます。

この社会保険労務士による調査の確認でございますけれども、資料 3 の要綱の第 6 条第 4 項「区長は、労働関係法令遵守の確認に関し、特に必要と認める業務について社会保険

労務士等による調査を行うことができる」という定めをこの中で規定しているものでございまして、今年度試行で、指定管理者を含めまして、4 カ所ほど実施をしているところでございます。

次に、ちょっと先になります、報告書の 14 ページをご覧くださいと思います。

「暴力団等排除対策の実施」でございますが、杉並区では昨年、暴力団等の排除措置要綱を定め、警視庁との連絡協議体制の合意書を締結いたしまして、すべての契約から暴力団等の排除に取り組んでいるところでございます。

なお、区の要綱では、排除した場合には本委員会に報告をするということになっております。

資料 4 をご覧くださいと思います。

こちらは、「杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について」ということで、この中には排除対象者の範囲であるとか、範囲の期間等を記してございますけれども、1 枚めくっていただきますと、別表ということで、排除措置の要件をわかりやすくまとめたものがございます。また、この裏を見ていただきますと、区の契約書に現在つけております特約条項がありますので、こちらはご参考にしていただければと存じます。

さらに、資料 5 をご覧くださいと思います。

資料 5 が「入札参加除外措置一覧」で、平成 24 年 11 月 2 日現在でまとめたものでございますけれども、実際に要綱を適用し、昨年の 6 月と今年度 11 月に排除措置、入札参加除外措置をとった業者の内容でございます。

いずれも当区の直接の契約案件ではございませんけれども、他区の契約において暴力団員等による経営関与、そして暴力団等の利用ということが警視庁からの連絡で判明をいたしまして、それぞれ 24 月、区の契約から排除をするものでございます。

それからもう一度、今度、報告書のほうに戻っていただきまして、最後になりますけれども、20 ページをお開きください。

こちらには「今後の課題」ということで、3 項目記載がございます。特に 1 番が各委員の皆さん方も関心のある部分かと思いますが、「公契約条例について」でございます。今年度の動きとしましては、23 区では渋谷区が工事につきまして公契約条例を制定いたしましたけれども、杉並区といたしましては、先ほども 9 ページのところの説明をいたしましたとおり、当面、「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」の制

定と新規施策などの具体化に取り組みまして、委託先などの従事者の適正な労働環境の整備に努め、公契約条例については他自治体の中に条例以外の手法で労働賃金額の設定を行っているところもあり、こうした手法の検討も含め、引き続き国や他自治体の動向を注視していくという形にしているものでございます。

また、この要綱を作成したことで、今年度から社会保険労務士による調査などモニタリングの強化、技術実績評価型総合評価方式の試行導入というところで、この報告書の中に記載がございますけれども、新たな仕組みを杉並区としても整備をしたところで、今現在、取り組みを進めているところでございます。

こうした新たな取り組みを初め、その取り組みの検証を積み重ねることによりまして、制度の見直しが必要なのかどうか、また、今後、条例が必要となるのかどうかについて、今後、区としては判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

報告案件①から④につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

主としては契約制度検討委員会の報告内容に沿ってご説明いただいたわけですが、一応報告事項ですが、ご質問なりご意見を聞かせていただくことは可能かと思えます。

○委員 社会保険労務士の調査ですが、これは区が契約された方を、区が 4 カ所ですか、必要と思われるところを調査していただいて、区が報酬等を支払うという形ですか。それとも事業者が自主的に調査をして報告書を出すという形ですか。

○行政管理担当課長 これは社労士会に委託をお願いしまして、区からお支払いをしているところでございます。

○委員 では、事業者とは独立しているという形ですね。

○行政管理担当課長 そのとおりでございます。

○委員 2 つほど質問いたします。1 つは、この資料 4 にあります暴力団という定義は何かあるのでしょうか。つまり、こういう場合にどうだという、そのプロセスはわかるのですが、そもそもこういうものが暴力団だという定義は、警視庁が定義して、これだと言った場合にそれを受けるという意味でしょうか。

○経理課長 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。暴力団員等というのは、暴力団の組織を離れて 5 年間という期間を経過していない者も含めているものでございます。

○委員 つまり、何らかの組織に属している、あるいはいたということをもってそう言うわけですか。

○経理課長 そういうことでございます。

○委員 組織に属していない個人の方はいないんですか。

○経理課長 現在属していなくても、過去に属していて5年を経過していない場合は対象となります。そのへんの情報も警察が有していますので、警察と連携を図ってございます。

○委員 それから、もう一つのご質問です。前に他の自治体との相互参入を休止したというのは、この途中の会議で聞いていて記憶はしておりますが、今回やめたということで説明が 18 ページになされていますけれども、前にここで議論したときに、東京なんていうのは比較的狭い地域で企業活動をやっているから、近くの区だったら業者さんが行って仕事をするのは当然あり得ると思っていたのが、ここにありますように、あまり他の自治体まで行ってやるのはないというのは、普通の常識的な理解からするとなかなか理解しがたいことですが、どうしてなのでしょう。

○経理課長 この案件につきましては、過去に数件、実は実施をしているケースはございます。ただ、どうしてもそこは、それぞれ 23 区、三多摩ということで、やはり市区町村ごとに、いわゆる市内業者、区内業者という意識は各事業者さんもお持ちであると思われまます。そうした中で、今回、杉並も平成 16 年からやりましたけれども、結局、各区による発注基準の違いなど、なかなか厳しい状況がございます。

そういった部分では、東京都の工事ということであれば別かもしれませんけれども、やはり市区町村ごとの発注という形になりますと、なかなかそこは門戸を広げたとしても、実情としては参入されてこないというのが実態かと思えます。

○委員 非常に不思議な感じがします。制度がそういう企業の活動の枠を作ってしまうということなんですかね。企業というのは、どこでももうけたいというので動くはずだと僕は思っていたのですけれども。

○経理課長 なかなか大手までが、例えば区が発注をしたときに、何百万、1,000 万、2,000 万の工事について、区外として参入してくるというのも現実問題としてない形でございますし、そこは全国区になるのかなとは思いますがね。やっぱり中小規模の発注案件であれば、自区内処理というのも変ですけれども、そういったものが結構浸透している部分はあるのかなと感じているところです。

○委員 先ほどの暴力団等排除についてですけれども、恐らく暴力団対策法に基づく暴力団ですよね。指定暴力団に所属している人が関与した場合ということで、ちゃんと法律上の定義があるのだと思います。この要綱で対応しているということですが、この排除決定には処分性がないという理解で、要綱に基づいた対応で可能だということでしょうか。本来であれば、ある意味、相手方に対しては不利益な措置ですよね。条例に基づいて対応すべきものだと思いますけれども、まずは要綱でなさるということですね。

○経理課長 杉並区としては要綱で定めているところで、排除措置という形にはなっているのですが、いわゆる指名停止につきましても区の要綱で定めた形で行っておりますので、ある意味、そういった同類の対応というところでは、要綱での定めというふうに扱っているところがございます。

○委員 他の自治体で公契約条例を制定しているところが幾つかあるということですが、公契約条例の中には、労働条件を条例で定める点に特徴があるというふうにありますけれども、こういった暴力団排除などについてもあわせて条例で一本化するということなどは考えられるんですか。そういった条項はこの条例を持っているところについては盛り込まれていないのでしょうか。

○経理課長 契約に関しては要綱を定めていますが、杉並区としては暴力団排除条例、そういった排除の条例については既に制定をしております。

○委員 できればその条例のほうに一本化するほうが望ましいのかなというふうに、これは私の考えですけれども、思いました。

○会長 ありがとうございます。最終的には区の判断だと思いますが、多分契約条項にも入っているから、それで当面は対応されているのだと思います。

時間がないから終わりにしますが、総合評価方式というのは、本来的には技術提案のもので、技術力じゃなくて、いい提案をする業者をよりインセンティブを高めて、いいデザインとか、より性能が高いとか、そういう企画提案的なものを目指しているのですが、でも、杉並区あたりはそれぐらいの実力があると思うので、何かそれをむしろ積極的に、少なくとも施工とか何かをやっていただければ、都がやっているわけですのでと思いますけれども、それは私の意見で、当面、少しずつされているということで、ご報告として承ったということにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の本来的な議事に入りますが、「平成 23 年度入札及び契約に関する外部



評価について」の資料の説明、資料 6～13 までを一括して説明していただいて、審議案件は工事と委託、賃貸借と物品、それぞれ分けて審議ということをお願いしたいと思います。

では、最初に資料 6 から 13 までまとめてご説明いただけますでしょうか。

○経理課長 それでは、また私の方から説明をさせていただきます。

お手元の資料 6～13 をお開きいただきます。まず、杉並区の入札・契約制度の概要、配付資料の構成につきまして、本日は審議案件が多いということで、ポイントを絞って説明をさせていただきますと思います。

それでは、資料 6 の「入札・契約制度の改革」についてでございますが、1 ページの 1、「入札・契約制度の基本的な方針」というところでございます。

区では、区民の信頼の確保、区内業者を中心とした事業者の健全な発展を主眼とし、入札・契約締結における透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為の排除を掲げ、これらに基づきまして適正な事務執行に努めてきております。なお、現在、入札・契約制度に係るさまざまな課題や他団体での公契約条例制定などの動きがございますので、庁内メンバーによります契約制度検討委員会はそのまま存続をしているところでございます。

それでは、1 ページの 2 以降で、この間、区が取り組んでまいりました入札・契約制度の改革の概要について、分野ごとに 10 ページまで記載がしてございますが、こちらは、量が多いものですから、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、11 ページまで行っていただければと思います。11 ページと 12 ページにつきましては横の表になりますけれども、杉並区で実施をしています工事、委託・物品の契約方式について記載をしてございます。これは、どのような場合に一般競争を行い、また、指名競争入札、随意契約を行う場合の基準や内容を明確化したものでございます。

次に、13 ページをお開きください。

13 ページから 16 ページまでにつきましては、これも横の表でございますけれども、入札結果一覧ということで、平成 23 年度分を記載してございます。落札率等の推移についてもあわせて記述をしておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、資料 7、17 ページをお開きください。

こちらのほうでは、年度別の入札・契約制度の変遷、また、20 ページの資料 8 には落札率の推移について記載をしたものでございます。いずれも年度別の統計資料、落札率の

変遷などをグラフ等にいたしまして、わかりやすく表記したものでございます。ご審議の参考にしていただければと思います。

なお、落札率につきましては、平成 23 年度は緊急経済対策が 4 年目を迎えた年次でございますが、結果的には工事の落札率は、14 ページの右下のほうに記載がございますけれども、平均落札率の欄で 23 年度、92.96%で、前年よりは若干上がっている結果になってございます。また、委託・賃貸借の平均落札率につきましては 15 ページの下段にございます。こちらは 86.89%で、若干減っています。それから、16 ページは物品関係でございますが、92.20%ということで、若干増減がございました。

続きまして、資料 9、24 ページをお開きください。

こちらは、平成 14 年度以降の入札参加者数の推移を一般競争入札と指名競争入札別に整理をしたものでございます。

続きまして、26 ページ、資料 10 でございますが、こちらは平成 24 年 11 月 1 日現在の登録事業者の業種別一覧という形になってございます。

続きまして、資料 12、32 ページをお開きください。

こちらは不調案件処理の一覧表でございます。不調という言葉がなかなかわかりづらい部分でございますけれども、所管から経理課に契約依頼が回ってきまして、一般競争入札などの競争をした結果、予算と合わずに契約が不成立という場合に不調ということで、それぞれ各所管に経理課から戻す案件が不調の案件ということでございます。

平成 23 年度につきましては、工事では 2 件、委託・賃貸借では 3 件、物品では 2 件の不調がございました。

それから、最後になりますけれども、資料 13、33 ページでございます。

入札・契約制度における臨時的緊急対策についての資料でございます。この緊急措置につきましては、厳しい地域経済の実情にかんがみまして、平成 21 年の 1 月から実施をしているものでございますけれども、中心となる内容は、区内事業者限定の発注枠の拡大でございます。

それから、このページの下の方に、Ⅱの「臨時的緊急措置の実施状況」という表がございます。昨年度の区内受注比率を掲載させていただいているものでございまして、平成 23 年度を見ますと、全体では 80.56%という件数になっておりますが、こちらはやはり 21 年度の 1 月から実施をして以降、区内の受注の拡大につながっているという数値があ

るのかなと認識をしているところでございます。

資料の 6～13 につきましては以上でございます。

○会長 多分、今の説明で多くの委員が疑問に思われている点を私が申し上げると、先ほど冒頭の発言にあったように金額は言いませんが、資料 12 の 5 番目の案件ですね。件名の字句の間違いはいいと思いますが、この最低制限価格と契約金額がえらく違っているんですが、最終的にこういう金額になったというのは、この数値自身は正しいのですかね。やや理解に苦しみますが。

○経理課 A ここに載っています最低制限価格は誤りです。削除をお願いします。申しわけございませんでした。

○会長 それであれば安心しましたが、非常に大きな乖離があるものですから。

それで、この名前も間違いですね。名前の字もね。「便利長」の「長」は。

○経理課 A 重ね重ね申し訳ございません。

○会長 それならばいいんですけれども、よろしく願いいたします。ちょっとそれだけが非常に不可解だったものですから。

他の方、何かこの報告事項について質問はよろしいですか。

では、また戻ることにして、これから個別案件の審議に、資料 14 の工事案件から順次いきましようか。

○経理課長 それでは、工事案件の方からいきたいと思います。資料 14 と資料 15 を 2 つ見ていただければと思います。

まず、工事案件の 1 番目、道路維持補修工事（単価契約）南の 1、2、北の 1、2、3、の 5 本まとめて 1 本ということでご審議をお願いしたいと思います。

こちらは、入札方式が一般競争入札の単体でございます。日程につきましては、平成 23 年 2 月 16 日公告で、3 月 7 日に開札をしてございます。予定価格は 422 工種の単価合計である 1,983 万 6,664 円、発注見込額は 2,600 万でございます。入札は 6～13 社の事業者の参加がございました。

南の 2 におきましては、1 社無効、北の 2 におきましては 2 社無効、北の 3 におきましては 3 社無効となっている部分がございますが、これは入札見積経過調書の 2 ページを見ていただければと思います。一番下の済美建設が無効という形、4 ページの 12、13 番目の事業者が無効、5 ページの下から 3 つ目までが無効という表示になっているものでござ

いますけれども、こちらは 5 件引き続き開札ということで、1 件目の落札業者につきましては 2 件目以降の入札を無効という形にしております。ですので、1 社のひとりじめを禁止しているということをごさしまして、発注公告におきましてその旨を記載して事業者には周知をしているところでございます。また、いずれも同額での入札であったため、結果的にはくじ引きによる落札決定という形になったものでございます。落札率につきましては 75%でございます。

資料は、発注公告分が資料 15 のほうでは 6 から 18 ページ、経過調書は 1 から 5 ページまでという形でございます。

この道路維持補修工事につきましては、若干わかりづらい部分もございますので、内容について説明をさせていただきたいと思っております。

道路の陥没等の発生に対応する補修工事ということで、単価契約によりまして年間を 3 期に分けて 5 本ずつ発注しております。道路の陥没やひび割れなどを発見した区民等からの通報によりまして、現地調査を行い、補修が必要と判断された場合に請負業者へ工事施工を指示して実施されるものでございます。

いつどこで発生するかわからないため、1 回の工事規模につきましては 1 メートル程度から 50 メートルに及ぶ場合まで様々ございまして、幾つもの工種が必要となるため、本件は 422 の工種をあらかじめ指定しているものでございます。例えば 1 メートルの道路を補修する場合でも、路面を切るカッター、路面撤去は人力施工の場合、機械施工の場合、さらに厚さが 5 センチであったり 10 センチであったり、L 型側溝の取りかえであったり、雨水ますの撤去やしゅんせつなど必要となる工種をあらかじめ網羅しているものでございます。

請負業者は、発注見込額の範囲または履行期限に達するまで、その都度発行される指示書に従いまして現場に応じた工種を選択して施工し、使用した工種によって支払いを請求するものでございます。

また、くじの多発ということもございますが、入札につきましては 422 工種の単価の合計額にて行うため、発注見込額と工種の単価合計を事前に入札参加者へは公表して行っております。

複数単価の合計額による入札のため、最低制限価格は予定価格に一定の率を乗じたものに定めざるを得ない状況でございます。そのため、過去数回の入札結果から、最低制限価

格を参加者が予想しまして入札を行うため、くじ引きが多発するというような結果になっているものと我々は感じているところでございます。

このくじ引きが多いということでは、昨年もたしかこの委員会でもお話があったようでございますけれども、平成 21 年度から実施した工事案件全体の最低制限価格の引き上げをいたしまして、新たな対応としては申し込み制限を平成 23 年度に追加をしたところでございます。こういったくじ引き防止対策という形をとらせていただき、ことしの 7 月以降に実施した同様の案件ではくじ引きは解消しているところでございます。

まず、1 件目の案件につきましての説明は以上でございます。

○会長 これは常識的に言うと、かなりイレギュラー的な印象を受ける案件ですので、いろいろご質問なり、審議するに当たって検討事項はあると思いますが、質問の前に、結果的にこの 4 カ月、実際の実績としてはどれぐらいの金額まで行けるんですかね。若干超過するのはやむを得ないと思うんですが、その都度対応だから、実績はこの落札額とは当然違っていると思うんですが、どれぐらいの差が出るものですかね。実際、業者に支払われる金額というのは。

○経理課長 最終的には発注見込額までは大体行く形になりますね。

○会長 そうすると、そこの発注見込額ベースで最終的に金額がもらえるとなれば、余り落札率に関係ないので、逆に言うと、業者のほうはそちらをねらってやりますよね。要するに業務量の確保とか、人を雇用されているわけですから。そうすると、入札自身のやり方としてもうちちょっと工夫があるべき要素も残っているような気が直感的にするんですが、それは意見として、ほかの方からこれが適正であったかどうかということのご質問なりをいろいろいただきたいと思いますが、どなたからでも。

○委員 先ほどのご説明だと、75%でそろうというのは、とりあえず過去の実績から 75%で落ちるから出そうということで並ぶという話だったんでしょうか。

○経理課長 この道路舗装に関しましてはかなりの長い年数、実は杉並、当然ほかの自治体もそうですけれども、毎年行っている工事でございますので、道路維持につきましては、各事業者もかなり精密な設計者もいらっしゃるわけですので、かなりプロ的な積算もされる方々もいらっしゃると思います。

そうした中で、いかに最低制限を下回らずに、先ほど会長からのお話もありましたが、やはり従業員を抱えているわけでございまして、単価契約ということでは、発注見込みま

では受注が可能ということであれば、会社の存続という部分も含めまして、そうした意味でかなり低めの単価での想定で入札の札を入れてきているのかなとは感じているところがございます。

○委員 75%に満たないと最低のラインになってしまうという予想のもとに 75%というか、普通の業者だったら 1 円でも安く入れるはずなんですね。1 円安くすれば取れるわけですよね。その辺が何で 75%でビシッと全員が——1 社だけ違いますけれども、なっているのかというのは何でなのですかね。普通の業者から考えると、私も入札を結構しますけれども、1 円単位の問題になってきて、その辺はいかがですか。

○経理課長 この場合は特に単価契約なので、当然端数が出ている部分はございますし、先ほど申しましたように、実態としては、要は最低制限価格ねらいなわけですね。それで、業者さんのほうもおおよそ見当をつけると、おのずとわかってしまう部分があると思うんです。この部分に関して言えばですよ。そこは毎年毎年やってきた中で、結果としてはこういった入札の結果になってしまったというのが実態でございます。

○委員 そうであるとすると、この 1 社だけ違う価格を入れてはいますが、この 1 社はそういうノウハウと申しますか、知見が欠けていたということなんでしょうか。

○経理課長 ノウハウがないということではなくて、実際にこちらの予定価格を見ていただければわかると思いますけれども、やっぱりそれなりの金額があるわけですよ。ある意味、例えば 1 社だけ高く入れているようなところにつきましては、いわゆる通常での金額という積算をされた事業者さんなのかなとは思いますが。

○委員 最低制限価格は公表されていないんですよ。

○経理課長 はい。非公表でございます。ですから、2 ページ目を見ていただくと、10 番目の事業者さんは最低制限価格を下回って落っこちていますよね。多分とりたかったのだと思うんですけれどもね。

○会長 これも不思議ですよ。次のところはちゃんとそろえて出してこられているんですよ。期待値のところはね。だから、業者の行動としては不可解なところはあるんですがね。当然、複数の 400 種か何かの単価ですから、そういう意味では業者の見積もり行動としては不可解な点はあるけれども、問題は入札業務が適正になされたかどうかということなので、それ以上のことは我々が言うことはないんですが、そういう意味で、個別に見てみるとやや理解に苦しむところはあるんですけれどもね。

ただ、最初の南 2 の 9 番の落札ナンバーの業者の方は、一貫して同じ金額を提示されているということがありますよね。これは結果的に、1 年を通じると大体同額にしたような業者が落札されているということですかね。多分、通年で見ると。

○経理課長 年間でこの工事につきましては 15 本ございますし、そうした意味では大体そういうところだとは思いますが。

○会長 それで、これは 4 カ月ごとですから、そのときに 1 回目に当たってしまえば、もう譲るということですから、前の入札のときにはそれぞれ落札というか、応札されているんですかね。そこがちょっと入札監視委員会としては関心があるところで、一応エントリーをされて、結果的には当たらないという状態になっているのか、エントリー自身が 1 回目、初期の 4 月から 7 月ぐらいまでで落札してしまうと、次の 2 回目のエントリーには出ないのか、2 回目のエントリーのときでもやっぱり同額の札を入れているのかというのは、入札監視委員会の我々の所掌としては一応関心を持って見なければいけない情報なので、ちょっとそこはどうですかね。

○経理課長 今のご質問でございますけれども、この工事につきましては一般競争入札という形で実施をしてございますので、基本的にはとった業者も次の案件が出れば、それは手を挙げてくるという。

○会長 手を挙げているのかどうかということを知りたいんです。

○経理課長 手を挙げてきます。

○会長 挙げてきますか。なるほどね。じゃ、そういう意味では、まあいいということですね。

○委員 要は談合防止ということから言えば、談合されて価格がかなり膨らんでみたいなことを防止するという視点から言えば、仮に入札で適正な代金で工事が発注できたかと言えば、その単価契約において区が算定した最低価格、最低限のクオリティを満たせる価格で発注ができていうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○経理課長 今のご質問ですけれども、やはり工事施行の実績を見ますと、ちゃんと施工はされてございます。決して手抜き工事をしているわけではございませんので、そういった意味ではしっかりした施工になってございます。

○委員 それが最低価格ですから、区で算定した中では業者さんにとっては厳しいということか、そんなに甘い数字ではないということよろしいのでしょうか。

○経理課長 当然、管理費等、もうけの部分をかかなり削った形で人工のほうを維持していくという中では、厳しい経営状況だとは思いますが、そうした中でやりくりをされているのかなとは感じているところです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほか。○○委員、何かありますか。

○委員 去年もありましたよね。

○会長 いや、ありますけれども、毎年あるからといって、我々としては年ごとに。

それでは、この案件につきましては、入札業務としては不適正であることは認められなかったという我々の結論でよろしいですか。そういうことですね。

では、これは終わりということにして、次に。

○経理課長 それでは、次の 2 番、3 番、4 番、こちらにつきましては同じ永福小学校の屋内運動場棟の改築、既存校舎の改修に伴うものですので、説明を 3 本まとめてさせていただきます。

それでは、まず、2 番目の杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修建築工事につきましては、入札方式は一般競争入札で、2 社による J Vでございます。

日程につきましては、平成 23 年 4 月 6 日公告で、5 月 11 日に開札をしております。予定価格につきましては 7 億 4,524 万円、こちらは税抜きでございます。入札につきましては、区内 5 J V による参加がございまして、入札は 1 回です。落札率は 99.97%でございます。資料につきましては、公告発注文は資料 15 の 20 ページから、入札見積経過調書につきましては 19 ページに記載がございまして、

こちらの工事でございますけれども、永福小学校と永福南小学校の統合に伴います生徒増に対応した施設整備工事でございます、17 教室から 19 教室に改修するものでございます。

予定価格、7 億 4,000 万余りの建築案件でございます、入札実施要綱に基づきまして、建築工事は予定価格が 3 億円を超えるため、J V の発注という形になってございます。また、J V 建設共同企業体方式における臨時的運用要綱というものがございまして、こちらに基づきまして、10 億未満のため、区内業者を 1 社以上含める 2 社 J V によるものとしているものでございます。

契約保証金につきましては 5 億円を超えるため、30%としてございます。前払金は 1 億



5,320 万円、前払金につきましては 2 億 5,000 万円まで 40%の 1 億プラス超過分の 10%、5,320 万円となっております。

こちらの案件でございますが、やはり平成 23 年度の案件でございます、いわゆる東日本大震災以後の合板をはじめとした各資材調達がなかなか困難なことが予想されていた時期であったこと、また、体育館棟の改築のほか、既存校舎の改修を行うというさまざまな制約のある工事であったため、入札参加者は比較的高い価格での落札を期待し、入札をしたものと思っているところでございます。

2 につきましてはの説明は以上です。

同じく 3 番に行きます。3 の杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修に伴う給排水衛生設備工事でございます。こちらの案件は、単体で一般競争入札でございます。入札は 2 回です。落札率は 99.91%、資料につきましては、資料 15 の 24 ページが発注公告文、入札経過調書は 23 ページでございます。

こちらのほうも先ほどの建築工事と同様に、東日本大震災以後ということで各資材調達に困難が予想されていたため、こういった時期の入札ということで、高い落札率の要因が考えられると思っております。

それから、次に 4 番、杉並区立永福小学校屋内運動場棟改築及び既存校舎改修に伴う電気設備工事でございます。

こちらは 2JV による一般競争入札でございます、入札は 3 回、落札率は 98.14%、発注公告文は資料 15 の 27 ページからでございます。入札経過調書は 26 ページに記載がございます。こちらも建築と同様に高い落札率という結果になってございますが、そうした東日本大震災以後の契約ということでの状況かと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○会長 3 件ということですが、どうぞ 3 件いずれからでもいいですし、まとめてでも、ご意見なり疑問点を提示していただければと思います。

○委員 最後の電気設備のところ、26 ページですが、予定価格よりも第 1 回、1 社だけ下回っていますが。

○会長 入札額は税込みですか。

○経理課長 これは税抜きです。

○委員 予定価格は税込みですか。

○経理課長 これは税込みです。

○委員 それで、下が税抜きだからですね。

○経理課長 そうです。

○委員 わかりました。

○会長 これはまともに 3 回ぐらいやっていて、標準的な落札経緯を示していますね。こういうのを見ると、これが普通かなという気がしますが、最初のやつを見ると、やや「うーん」という気はありますけれども、それ以上のことは言えないですが、確認すべき事項がありましたら。

○委員 じゃ、今みたいに 2 回目、3 回目のときには、1 回目で落ちなかったときに、次にもう一回というときには、何か条件設定と言ったらおかしいんですが、何か提示してやるんですか。それとも全く落ちなかったからもう一回やりますという、それだけのことをやっているんですか。

○経理課長 基本的には落ちなかったので、もう一度ということでございます。

○委員 例えば 26 ページ。

○経理課 B 1 回目の最低入札価格はお知らせします。例えば電気で言えば、1 回目、1 億 1,300 万円の業者が 1 位でありましたが、これでも落札しませんでしたので、もう一回やりますという情報を提供します。

○委員 ああ、そういうことですか。

○委員 ちょっと言葉の質問なんですけれども、ここに「調査基準価格」とありますよね。これは何ですか。

○経理課 B 私のほうから説明をさせていただきます。

工事の入札には最低制限価格を設定する制度と、低入札調査基準価格を設定する案件と二通りございます。杉並区の場合、3,000 万円を下回る予定価格の場合ですと、最低制限価格を設定しておりまして、その価格を下回った入札参加者についてはすべて失格となります。

それに対して、低入札調査の場合ですと、3,000 万を上回る工事、工夫の余地ですとか、業者の努力を最大限に認めようということで、その積算の内容をこちらで見させていただきまして、ヒアリングを行いまして、その結果、履行が可能だということを判断いたしましたら落札を決定いたします。ですので、低入札調査の場合ですと、価格だけでは失格に

ならないという制度でございます。

○委員 わかりました。

○会長 1 番目の校舎改修建築工事、特にその他の論点はないですか。

これはそれぞれ事情があると思うんですけども、何件もあるけれども、この開札日時は特に案件次第によって時間がずれるわけですか。9 時ぐらいからスタートしてということですか。かなりこれを見ているとバラバラで、午後のももありますけれども、午後までやるというのはどういう、そんなに案件があったのかなという気もしますけれども。

○経理課 B 通常、杉並区の工事の入札は 10 時から実施をしております、案件ごとに 5 分単位でやっておりますが、予定価格を上回った場合ですと、再度、2 回目の入札を当日の午後に行っております。ということで、例えば給排水衛生設備工事の場合ですと、2 回目の入札ということで、1 回目は 17 日の午前 10 時に行っています。

○会長 開札日時というのは、最終の 2 回目の時間が書いてあるということですか。1 回目の日時じゃないんですね。

○経理課 B はい。

○会長 わかりました。ということらしいです。よろしいですか。

それで、それぞれ 11 月 30 日というのは、やっぱり学校の関係上、先ほどかなり高めの金額になるのが予想されたという説明がありましたが、学校の行事との関係で 11 月末ぐらいに決まって、教育委員会あたりからそういう要望があったということですか。5 月だと、当然、震災後間もない頃ということにはなりますけれども。

○経理課 B 入札の時期ということでございますか。

○会長 いやいや、工事の期限。工事の期限が遅ければ、入札も遅くてもいいわけですが。

○経理課 B 工事の期間につきましては、学校の行事等の予定などを考えて設定しています。

○会長 12 月から使うんですかね。

○経理課 B これは 1 月の新学期からの。

○会長 ああ、そういうことですね。それには 1 カ月ぐらい余裕が準備にかかるということですか。

○経理課 B 失礼しました。学校の完全な統合は平成 25 年の 4 月になっていますが、これは体育館棟と教室の内部の改修が並行して行われておりますので、このような工期で。

○会長 でも、11 月 30 日で全部統一されていますよね。

○経理課長 統一されているのは、一体的な工事という形で行っているものですから、3 本まとめて説明させていただいた意図はそこにございまして、通常、学校の改修工事になりますと、夏工事といひまして、基本は夏休みを使用いたします。ただ、こういった統合することに伴っての改修または改築でございますので、履行期間は通常よりも当然多くなるし、ぎりぎりの線での 11 月末までの履行期間という設定にはなっているかと思ひます。

○会長 いや、ラストが 11 月 30 日というのがぎりぎりだという理由が……。

○経理課長 当然、学校の行事は中には入っているかと思ひます。

○会長 そうですか。

では、この関連 3 件の工事についてはよろしいですか。

あともう一つの論点としては、関連だから一本にまとめてジョイント・ベンチャーでやってもいいんじゃないかというのがありますが、これはやっぱり地元業者関連で分割発注ということですか。

○経理課長 今、会長がおっしゃるとおりでございます。

○会長 そういう論点もありますよね。当然一体であれば。

○経理課長 一応業種ごとということ、発注をさせていただいております。

○会長 では、そういう事情もあつて、こういう経緯もあつたということで、我々としてはそれは理解したということにしたいと思ひます。

では、次の案件をお願いいたします。

○経理課長 それでは、5 番目の高円寺北子供園内装改修その他工事でございます。

こちらの案件につきましては、総合評価一般競争入札という方式で、参加者は 7 社ございました。落札率が 99.91%、価格点 1 位、技術点 7 位の事業者が落札したものでございます。

平成 23 年 4 月に、高円寺北幼稚園から高円寺北子供園になったことに伴う改修工事でございます。子供園という名称でございますが、幼稚園ではなくて、幼稚園の機能プラス保育的要素も含めて実施をするという形で杉並区では施策を展開してございまして、そういった園につきましては子供園という名称を使わせていただいているところでございます。こちらは杉並第四小学校と併設の施設でございます。

簡単ですが、説明につきましては以上でございます。

○会長 これはかなり説明を要すると思うんですが、まず、なぜナンバー1 の業者になったかということも、金額は確かにそうですけれども、総合評価方式ですから、価格点、技術点はどうやって決まっているのかということの確認を我々はしなければいけませんし、総合点というのはその合計らしいんですが、合計にならない表になっていますよね。ですから、総合点と金額との関係をご説明いただかないと、何でこの大島建設が落札されたのかどうか理解できませんので、それをちょっと担当者あたりから説明をお願いします。

○経理課長 ちょっと資料がございますので、資料をお配りいたします。

○会長 そうですね。資料に沿って。これでは全く判断できないですね。

○経理課長 そうですね。申しわけございません。

(資料配付)

○会長 これはまさしく新しい方式ですから、ちょっと慎重に審議したいと思います。

では、担当の方からご説明いただいたほうがよろしいですかね。

○経理課B 今配らせていただきましたのが評価項目となっております、価格点につきましては記載のと通りの計算式で出します。

○会長 そう言われても、価格点というのはどうやってやるんですか。ああ、一番上ね。

○経理課B 一番上でございまして、括弧の中で、まずは入札価格を予定価格で割りまして、それを1から引きまして、それに90を乗じたということになっております。

施工能力の評価点ということで、一般に技術点と言われているものがこちらでございまして、工事成績は過去3年間、直近のもので3件を選択いたしまして、こちらの平均を求めます。それを下にございます成績評定点に当てはめまして、例えば平均が65点であれば、今回の工事成績評定点としましては8点ということになります。こちらが上の表の工事成績点でございまして、満点が13点でございます。

それにつけ加えまして、配置予定技術者、この工事につきまして1級の施工監理技術士ですとか、1級の資格を持っていれば3点、2級であれば2点、その他の技術者の場合は1点ということで、満点が3点になっております。

それから、配置予定技術者が、過去に同種の工事につきまして監理技術者の経験があれば2点、主任技術者であれば1.5点、担当技術者であれば1点、類似工事につきましては1.5点、1点、0.5点となっております、同種工事、類似工事の分類につきましては、同じ業種の同様の工事につきまして同規模のものであれば同種工事、その規模より少なく、

その規模の半分までのものであれば類似工事といたします。その規模というのは、長さですとか、高さですとか、平米数ですとか、その工事ごとの大きさを示すものを発注主管課と協議をいたしまして設定をしております。

それから、杉並区の特徴といたしまして、地域貢献等評価点といたしまして、区内業者点、まず、区内本店がございましたら 2 点、支店であれば 1 点、災害協定点といたしまして、杉並区と災害に関する協定を結んでいるところに関しましては 1 点、品質ですとか環境配慮ということで、ISO 等の認証がございましたら 1 点、雇用対策点といたしまして、法定雇用率以上または法定雇用の義務がない業者につきましては、障害者の雇用があれば 1 点、子育て優良事業者表彰という区が行っている制度の受賞業者に関しても 1 点、「くるみん」、こちらは厚生労働省の子育て支援等の認定でございますが、こちらも取得していれば 1 点、これはいずれか取得によりまして最大で 1 点でございますので、3 つ持っていたとしても 1 点ということになります。こちらを合計いたしまして、施工能力評価点につきましては 23 点になってございます。ですので、理論的には価格点は 90 点、1 円入札の場合になりますが、90 点までございまして、施工能力評価点につきましては 23 点ございます。

このバランスでございまして、入札率が 80% の場合には価格点が 18 点となりまして、この地域貢献を除きます点数の合計とイコールとなっております。杉並区につきましては、地域貢献点をさらに 5 点加えてございまして、入札率が 75% になりますと、こちらの 23 点とバランスがとれることとなっております。これまでの入札の経過ですとか、区内業者の地域の貢献度合いを判断いたしまして、また、東京都の作りました同様の施工能力評価型総合評価方式の配点方法を参考といたしまして、このような配点方法となっております。

○会長　そこで、その総合点とそれぞれの業者が提示した金額等の情報があるんですが、その総合点とこの金額というのは、結局、どういうふうに読めばいいんですか。例えば総合点が価格点と技術点の合計であれば、それに合わないものもありますよね、この経過調書が正しければ、それがまず多くの委員の方は理解できないと思うんです。その疑問が 1 点。

それと、総合点とそれぞれの札を入れた金額との関係をどう見て大島建設が落札したのかという説明をまだいただいているものから。

○経理課 B　この入札につきましては、大島建設は、この価格によりまして価格点が

0.08 点となります。

○会長 わかります。この点数が出るのはわかりますけれども。

○経理課 B これに対して、他の業者につきましては今回予定価格を上回っておりますので、価格点がゼロとなっております。

○会長 それはわかります。でも、何で総合点がゼロになるのですか。

○経理課 B それは、総合評価の方式といたしまして、予定価格の範囲で入札者を決めることにしておりますので、予定価格を上回った時点で、総合点の評価には値しないということになります。

○会長 ああ、そういう方式ですか。だから、結局、そこは価格で決まるということですね、実際上は。わかりました。だから、事実上、この評価項目は関係がなかったと。要するにそういうことですね。

○経理課 B はい。

○会長 予定価格を上回っているからということで、これが効いてこなかったという理解ですね。

○経理課 B はい。

○会長 それで、そのことは事前にそれぞれの入札する業者に当然知らされているわけですよ。これが総合評価方式であるということは。

○経理課 B はい。要綱等で定めておりますので、それを公表いたしまして、さらに入札時に配布をしております。

○会長 じゃ、それを承知でということですかね。

○経理課 B はい。

○会長 そうすると、やや不可解ではありますけれども、それを承知であればね。

どうぞご意見を。

○委員 同じような印象ですが、こういう結果が出たということは、総合評価方式というのは今年初めてじゃないでしょうから、こういう結果は業者さんは当然知っているわけですよ。ですから、今回のように価格が 1 社だけは下に来たけれども、あとはみんなオーバーしたから、結果的にみんなまな板にのらなかったということは知っているから、これは学習効果としては、ちゃんとこちらの業者さんには次にはちゃんと反映するんでしょうか、というその辺の感想なんですけれどもね。

○経理課長 この総合評価方式につきましては、まだ昨年までは試行という段階でやってございまして、そうした意味では、やった結果が「あれっ」というふうな部分は確かにあるかもしれませんが、何本か、去年はたしか十数本実施をしておりますので、一つ一つの積み重ねという部分も事業者さんにとってはあるのかなと思います。

○会長 十何件のうちで、これが効いてきたものはあるのですか。これは効いてこなかったけれども、この算定方式が要するに効いてきたことはあるのですか。これによって判定が覆ったというか、序列が変わったというのがあったかどうか。

○経理課長 現実、事例としてはございました。

○委員 じゃ、仮にうまく機能したとしても、この 2 番目の業者さん以下もちゃんと価格点が出たという場合でも、非常にバランスが悪い感じがするんですね。大島さんの場合に 0.08 になったのは、先ほどですと、1 引く 0.8 ですかね。落札率が 80 だとすると、1 引く 0.8 だから 0.2。0.2 掛ける 90 だと 1.8、そういうふうになるんですか。つまり、この単位がね。もし仮に落札率が 80%だとすると、0.8 だから、1 引く 0.8 で 0.2 になって、0.2 掛ける 9 で 1.8 と。

○会長 90 だから、18。

○委員 ああ、18。そういうことになるんですかね。ですから、ここの価格点が 0.08 というのは、本当にちょっとしか落札率が、例えば 97~98%だったということなんですかね。

○会長 そうですね。

○委員 もう少し価格と技術のバランスが、実際、これから総合評価方式がうまく機能したとしても、ちょっとバランスが悪いようになるのではないかなと予想がされる結果だったような気がするんですね。つまり、価格がもう少し効くような算定方式にしないと、総合評価といっても、総合評価らしくならなくなるのではという危惧をしたんですけれどもね。そういう感想です。

○委員 総合評価方式で一番問題なことが、ここに如実に出ていますね。要するに技術点が一番低いところがとっているわけですよ。それは仕方がない話ではあるんですけども、国の最近やっている総合評価の中でも問題になっているところなんですね。ここの大島さんがどうこうではなくて、要するに安物買いの銭失いではないですけども、調査基準価格だから、お金をドーンと下げたとしても通れていってしまうわけですよ。技



術点が低くて、価格点が高ければ、とれてしまうことになるんですね。そこが一番問題で、きちんとそれのできる場所だったらいいんですけども、そうじゃないところもあるんじゃないかなど。

その辺は、前にこの契約制度検討委員会で検討されていらっしゃるのかどうかかわからないですけども、そのあたりの、例えば価格の部分マイナスにするとか、要するにゼロでもうおしまいというのではなくて、プロポーザル形式に近い形のやり方を杉並区総合評価方式と言ってもいいのかもしれないし、その辺の今まで総合評価で出てきたマイナス点はかなり多いんですよ。本当にできないところがやっちゃったりとか。なので、その辺のところはやはり区としてのやり方ということで検討されてもいいのかなど。

ここも、もしかしたら一番下の 20.50 点というところのほうが、わからないですけどもね。例えばこのマイナス 2、オーバーした分の価格点をマイナスにしたときに、一番上の業者とどのぐらい差があるのか。そういったところも検討委員会のほうで検討されるといいのかなと思います。ここの大島さんがどうこうというのではなくてですね。これはこれで多分、方式に則ってやられたんでしょうから、オーバーしたら切るということは他の総合評価方式でも当たり前の話なので、国の制度としては当たり前なんですけれども、その辺を区としてのやり方として検討されるといいかなと思います。意見です。

○会長 そう言うと、普通は入札参加資格要件で縛っているから問題ないという答えに大体はなっているんですけども、しかし、本来、それが生きてこないことは確かなので、それはよくご検討いただきたい。とりあえず我々としてはこれが適正であったかどうかということで、今の説明を承ると、区が定めた基準に従って、一応この業者に決まったということは確認できて、もう一つ言えるとすれば、今、〇〇委員のご指摘のあるような事態が結果的には起こらなかったんでしょうねという確認ですよ。それは問題なかったんですね。

○経理課 B 昨年まで、22 年度までの試行結果の検証の中では、総合評価を行った案件につきましては履行成績が比較的によいということでありましたので、引き続き制度として実施をしたものでございます。

○会長 いや、個別案件の審議なので、当該の案件について特に問題がなかったということですか。

○経理課 B 問題ございませんでした。

○会長 予定どおり期間内で竣工されて、検査的にも問題なかったということですね。

○経理課 B はい、そのようになっております。

○会長 承知しました。

○委員 ちょっと質問なんですけれども、この総合評価方式を採用する工事というのはどこに基準が書いてあるんですか。きょういただいた資料の中にあるんでしょうか。

○経理課 B 本日は差し上げてございませんが、施工能力審査型の案件の対象工事といたしましては、3,000 万円から 1 億円までの予定価格の範囲で実施をしております。

○会長 そこから選ばれたということですか。

○経理課 B ほぼ全件指定しております。

○会長 全部そうなんですか。3,000 万から 1 億のものは。

○経理課 B 工事成績等で業者の評価が行えるものにつきましては基本的に適用しております。例えば解体工事のように案件が非常に少ないものにつきましては、比較が成り立ちませんので実施しておりませんが、そうでない工事に関しては基本的に適用してまいります。

○会長 3 件工事をやっていなくても、それはもともと入札に参加できないということですか。

○経理課 B 参加はできます。3 件に満たない場合には、1 件満たない分を 60 点で計算をいたします。

○会長 そうですか。それはどこかに書いてあるのですか。ああ、これですね。業者には周知されているわけですね。

○経理課 B はい、周知をしております。

○会長 承知しました。じゃ、今試行されていて、その結果をまた見てということですかね。

では、この案件は問題ないということにいたします。

続いて、もう一つあるんですね。

○経理課長 それでは工事の一般競争入札、最後ですけれども、6 です。（仮称）杉並区立大宮前体育館移転改築建築工事でございます。

入札方式は一般競争入札で、3 社による J Vでございます。日程につきましては、平成 23 年 10 月 12 日公告で、11 月 10 日に開札をしております。予定価格は 21 億 4,525 万

円、税抜きでございます。入札につきましては、区内 4 J V が参加をいたしまして、入札は 1 回で、落札率は 99.76% となっております。資料は、発注公告文は 35 ページ、入札経過調書は 34 ページに記載がございます。

こちらは予定価格 21 億 4,525 万円の建築案件でございますが、3 億円を超える建築工事のため、入札実施要綱により、J V の発注という形になったものでございます。また、この J V 建設共同企業体方式における臨時的運用要綱に基づきまして、10 億円を超えるため、区内本店を有する業者を 1 社以上含める 3 J V としているものでございます。契約保証金につきましては 5 億円を超えるため 30%、前払金は 2 億円の限度額という形になっているものでございます。

説明としては、簡単ではございますが、以上でございます。

○会長 今、3 社 J V からなされているというご説明がありました。ご意見、ご質問をどうぞ。

○委員 結構これは金額が大きいですけれども、基本的には予定価格は非公表ですよ。結構ぎりぎりの数字のような気がするんですけども、経験則というか、知らないところで積算していくと、ほぼぴったりのところにおさまるものなんですか。

○経理課長 こういった大きな工事になりますと、いわゆる内訳書といいますか、そういったものをそれぞれ参加されている事業者さんに、区からそういった資料をお配りしてございます。ですから、内訳が当然あるものですので、それをもとに積算をするという形になっているものでございますので、99.76 ということではかなり高めの落札率にはなっておりますけれども、およそ適正な金額ではないかと考えてございます。

○委員 内訳というのは、工事別の資材とか、そういうのが書いてあるということでしょうか。

○経理課長 そのとおりでございます。

○委員 一般的には工事はそういうものの内訳があって、かつ管理費的なものがドカッと入っていると思うんですけども、そういう意味では最後は調整弁というのは逆にありそうな気がするんですが。ちょっとうがった見方かもしれないですけども。

○経理課長 金額を積算する段階で、今おっしゃられたような管理費等も含めて、この規模であればこの程度というものの積算は当然事業者はできるわけございまして、そういったものは過去の経験則等を踏まえまして、やはり区内業者さんはこういった学校関係等

を含めましてもろもろの工事を過去にもかなりやっておりますので、そうした意味では区と同じような積算ができているものと思っておりますのでございます。

○委員 その場合に、内訳で人件費というか、工事に関与する方々の人件費の積算のところが調整弁になるかどうかは別として、実際、いろんな雇い方で変わり得るところがあるのかなと思うんだけど、最近、公契約に関する話題がいろいろ多いということから、逆にその辺に対するある程度の平準化傾向が収れんするような、そういうことってあるんですか。人件費のところか。

○経理課長 基本的には標準的な人件費は押さえられているはずなので、当然、下請け業者さんも含めまして、適正な見積もりという形ではされているとは考えているところです。

○会長 まあ、こういう案件については例の労務賃金の社会保険労務士のモニタリングの対象になるんですよね。

○経理課長 モニタリングについては委託を対象に今のところ試行でやらせていただいておりますので、工事については今はやっております。

○会長 やらないんですか。そうですか。承知しました。こういうのは孫請けまでぐらいありますから。わかりました。それは今後の課題かもしれません。

では、これは、これだけの情報では特に不適正な事態は認め得ないということになると思います。

では、工事の最後ですね。

○経理課長 それでは、今度、指名競争入札ということで、1 件選定をさせていただきます。

阿佐谷地域区民センター展示室他 1 箇所空調機改修工事です。こちらは指名競争入札ということで実施をさせていただき、95.8%の落札率となっております。杉並区の該当業種に登録のある区内業者から指名及び受注の状況、それから発注工事に対する地域性、官公庁工事の実績、こういった有無から 7 社を指名し、入札を実施したものでございます。

資料につきましては、38 ページに入札経過調書を添付してございますので、ごらんいただければと思います。

私からは以上です。

○会長 この空調というのはエアコンか何かですか。

○経理課長 エアコンでございます。

○会長 この間は展示室は閉室になるんですか。夜間にやるんですか。ちょうど定期的に寒い時期ですよ。1 月から 3 月までですから、そのときの展示はとりあえず閉室するということですか。

○経理課長 展示室でございますので、そういったときには若干展示物が入らないケースはあろうかと思いますが、センター自体を閉めてという工事ではないと思います。

○会長 そうですか。これは入札そのものとは直接関係ないことですが、とりあえず問題はないですかね。

では、これは問題がないというふうに判断したいと思います。

次からは委託・物品ですか。

○経理課長 はい。それでは、資料の 16 と 17 をごらんください。

まず、委託の審議案件でございますが、1 件目でございます。下高井戸運動場併設下高井戸区民集会所建物総合管理業務委託でございます。

入札方式につきましては指名競争入札です。日程につきましては、平成 23 年 2 月 28 日に開札をしてございます。予定価格でございますが、〇〇円、こちらは税抜きでございます。入札につきましては 15 社を指名してございます。全社、区内業者でございます。落札率につきましては〇〇%でございました。

こちらの委託の業務内容でございますけれども、下高井戸運動場とそこに併設いたします区民集会所の清掃及び設備機能・日常点検・定期点検業務でございます。駐車場警備業務も仕様に含まれているため、業種目に警備・受付等が入っているところから、指名をしてございます。

発注公告文については、指名競争入札ということですので、ございません。入札経過調書につきましては、資料 17 の 1 ページでございます。

説明につきましては以上でございます。

○会長 これは見積もりをとられる方式ですかね。予定価格を決めるに当たって。それとも独自の基準ですか。

○経理課長 こちらはいわゆる下見積もりを業者からとっているものでございます。

○会長 ですよ。これは毎年議論になるんですが、この参加業者は何社ですか。2 社だったですか。杉並の場合は 2 社が多かったような記憶ですが、3 社ぐらいからとられて、そのとられた業者はいずれもこの入札に参加されているのですか。

○経理課長 ちょっと正確にはわかりませんが、複数とっているということです。

○会長 いや、僕はとりあえず 3 社とれといつも言っているんですけども、たしか 2 社が多かったような記憶が杉並の場合はしているんですが。いずれにしても、この入札参加企業が含まれていることは確かなんですね。それで、出したところがまた落札していることも確かなんですか。

○経理課長 この案件で申し上げますと、昨年度もこの事業者ということです。

○会長 そうですか。その場合に、去年も質問して、我々として努力を促したんですが、やっぱり見積額を査定はされているにしても、それに対して毎年一定の推移を見て、一定の効率化を求めるとか、工夫の余地がないかどうかを含めて最終的な予定価格を算定すれば、少なくとも〇〇%という事態はなくなるのではないかというようなことはたしか昨年も申し上げたような気がするんです。これが不適正だということではありませんが、そういう努力はどれぐらいされたのでしょうか。

○経理課長 なかなかこういった委託案件等につきましては、それぞれ所管のほうでまずは対応しているというのがございまして、経理課としては最終的なその年度の予算に基づいた形で契約依頼が上がってくるものでございますので、今、会長がおっしゃられたように、ただただ見積もりをもらう、それをそのまま生かすという部分ではなく、やはり適正価格であるかどうかというのは、所管のほうにも意識は持っていただきたいという認識ではございますので、今後におきましてはそういったところも経理課としても促していききたいと考えているところでございます。

○会長 だから、入札監視委員会としてはそれでいいのかどうかということなんです。ちょっとご意見を。

○委員 お答えを聞きたいんですけども、これは結局、下見積もりは何社とったんですか。

○経理課長 3 社でございます。

○委員 それの平均ですか。

○経理課 A 一番安いところを参考にしております。

○委員 3 社のうちの一番安いところを基準にしたということですか。

○会長 ほかにご質問なりご意見を。

やっぱりかなり金額にばらつきがあるんですね。

○委員 これは最低制限価格のほうになっているので、低価格の調査ではないということですよ。

○経理課 A はい。対象案件ではありません。

○委員 こういう委託であれば、低入札価格調査というのもあってもいいかなと思うんですけども、その辺、どれが最低制限価格という形をとるのか、低価格をとるのかという、何かそこで区の基準はありますか。それで、どの基準に基づいてこれをそれに当てはめたんですか。

○経理課 A 委託案件につきましては最低制限価格を設定するものということで、予定価格が 2,000 万円以上の区の積算価格による案件というふうに規定されております。

○会長 そういうことですので、これは毎年課題でもあるんですが、次の案件も同じですから、次の案件の説明をいただけますか。

○経理課長 それでは、2 番目の杉並区杉並福祉事務所外 4 施設建物総合管理業務委託について説明いたします。

こちらが入札方式は指名競争入札でございます。23 年の 3 月 2 日に開札をしてございます。予定価格は〇〇万円、税抜きでございます。こちらが入札は 15 社の指名でございまして、全社、区内事業者でございます。落札率につきましては、〇〇%でございます。

業務内容でございますけれども、こちらは杉並福祉事務所、荻窪第二自転車駐車場、荻窪北児童館、消費者センター、杉並環境情報館、こちらの複合施設の設備機器の日常点検、定期点検でございます。業務内容につきましては以上でございます。

資料につきましては、指名でございますので、発注公告はございません。入札経過調書は 2 ページに記載がございます。以上でございます。

○会長 ここでもう一つポイントになるのは、たしか前年と同じ業者だったかどうかということでしたよね。これについての情報をちょっといただけますか。

○経理課長 同じでございます。

○会長 そうすると、その場合の金額は前年に比べてどうなっているんでしょうか。内容がまた違うとおっしゃるのかもしれませんが。

○経理課長 金額で申しますと、昨年度は 1,836 万円でございます。

○会長 上がったんですか。内容が違うんですか。

○経理課 A 仕様に大きな違いはございません。

○会長 ですね。だから、そういうときはやっぱり——でも、これは予定価格を下回っているからしょうがないんだけど、もう一つ疑問なのは、見積の時点でもう既に去年より上がっているとすると、これは当然努力義務を課すべきというか、そういう判断で予定価格を算定すべき努力は求められると思うんですが、それはどうなったんでしょうね。まあ、経理課に対してはちょっと酷なような話ですけども。でも、当然ですね。

○経理課長 会長のご指摘、わかります。そういった意味では、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、経理課としても所管にやはりそういった精査をしっかりとやってもらいたいという部分をお願いをしていきたいと思えます。

○会長 これ自身は別に不適正だということはないですけども、やはり経年的に、しかもほぼ同じ内容で、もし同じ業者だとすれば、それは努力がされるような方式を何か考えていただきたいと思えます。これ自身はいたし方ないと思えますが。

では、時間の関係上、次の単価契約をお願いします。

○経理課長 それでは、3 番でございます。プラスチック製容器包装再商品化業務委託（単価契約）でございます。

こちらの入札方式は指名競争入札で、平成 23 年 3 月 3 日に開札をしてございます。予定価格は単価 1 キロ当たり〇〇円、税抜きでございます。入札は 6 社を指名してございます。全社、区外業者でございます。落札率につきましては〇〇%となっております。

こちらの業務の内容ですけども、区内集積所から回収をし、選別・圧縮・こん包したプラスチック製の容器包装を再商品化させる業務の委託でございます。何に再商品化するかは限定しておりません。回収したプラスチック製容器包装のうち、1%は自治体の費用負担で再商品化することが容器包装リサイクル法で定められているため、その分の入札を行ったものでございます。

それでは、残りの 99%はということでございますが、容器包装リサイクル法による資源処理ルート、容リルートで再商品化してございます。この分の費用につきましては、プラスチック製容器包装を使用している業者が負担することとなっております。容リ協会と再商品化委託契約を結び、委託料を払うことにより再商品化の義務を果たしたことになるものでございます。

説明につきましては以上です。なお、指名でございますので、発注公告文はございません。入札経過調書につきましては、資料の 3 ページに記載がございます。以上です。



○会長 ということですが、ご質問、ご意見はありますか。

○委員 これは入札の結果、よかったのだと思うんですが、予定価格が〇〇円、落札が 27.9 円というのと、かなり差がある。2 番目も 31 円余ですが、そうすると、この予定価格は、さっきの 3 つの事前見積もり、あるいは過去の実績か何かで求められたのでしょうか。

○経理課 B 主管課が下見積もりをとっております。

○委員 それは先ほどのあれと同じような、過去の業者さんから複数選んでということですか。

○経理課 A 前年度受託した業者とさらにもう 1 社ということで、2 社とっております。

○会長 落札業者は見積もりに含まれていたんですか。

○経理課 A はい、含まれておりました。

○会長 そうすると、非常に理解できない行動ですけれども。まあ、それは聞くべき話じゃないかもしれないけれども、何故にそういうことに……。

○経理課長 ここは非常に難しいところでございますが、物品なども、やはり業者さんから下見積もりをとりますと、基本的には動かない金額で下見積もりはとってもらっているはずなんですけれども、やはりそこはいざ入札になりますと、企業努力といいますか、その辺の仕入れの関係も含めまして、いろいろな部分を要素として、そういった企業努力があったものという認識ではございます。

○会長 という説明ですが。

この落札業者は、それなりの経営内容を持っている会社ですか。

○経理課 A はい。この処理に関しては大手企業ということで、ここが今回指名させていただいた業者なんですが、先ほど説明しましたように、99%の容リルートの処理も承っている業者になりますので、その部分、容リ協ルートを通じての受託する、しないというのが、区から受託するに当たって受入量が限られるというところで、その金額にその時点で反映されてくるのかなと考えられます。

○会長 そうということで、結果的によかったということになりますか。

では、次のファイリングシステム、お願いいたします。

○経理課長 それでは、4 番目でございます。杉並区課税資料ファイリングシステム構築業務委託でございます。

入札方式は同じく指名競争入札です。23 年 7 月 4 日に開札をしてございます。予定価

格は〇〇円、税抜きでございます。入札につきましては7社を指名してございます。こちらの指名につきましては、所管課からの推薦をいただきまして、それを受けての指名という形で、全区、区外業者でございます。落札率につきましては、〇〇%となっております。

業務の内容でございますが、確定申告書、給与支払報告書など、紙データと電子データで存在する課税資料を一元管理できるシステムを構築するものでございます。

資料につきましては、指名競争入札なので発注公告はありませんが、4 ページに入札経過調書がございますので、ご覧いただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○会長 これも非常に入札価格と差がある案件で、でも、システム構築というのはよくあることではありますが、どうぞご意見を。

○委員 結果としては、想定していた主要な内容すべてがきちんとできたということですか。かなり差がありますよね。多分、仕様の内容を業者の見方で入札してきていると思うんですけども、区の考え方とそれは差があったのかどうか、乖離していたのかどうか、いかがですか。きちりできたということよろしいですか。

○経理課長 はい。そのとおりでございます。

○会長 それは逆に言うと、これだけの金額でできたということは、既存のソフトかパッケージの応用で済んだというような印象を受けるんですけども。

○経理課長 そうですね。多分これも下見積りの関係もあるかもしれませんが、こういった課税関係のシステムにつきましては当然出来合いソフトがあるわけでございまして、そのカスタマイズという部分での金額算定というところからは、やはり幾つも手がけている事業者さんであればノウハウを持ってございますので、そういった形での入札価格になったものではないかと推定しているところでございます。

○会長 これも発注側としてはどこの自治体でとったかとか、わかる場合もありますけれども、基本的には同じような内容でしょうね。ですから、時期的な問題とか、実績とかありますけれども、これも結果的には問題ないということで、これによって仕様どおりのものができなかったというなら別ですけども、これは問題ないということです。

○委員 当初の区の仕様というのは、一から設計するような人工計算で下見積もりというか、予定価格を決められていたのが、パッケージソフトを簡単にカスタマイズする程度で、

この値段で入札があった事例だったということなんですかね。

○会長 見積内容がどうだったかですね。

○経理課長 基本的には最初から構築という部分を予定しているの発注になるわけですが、先ほども申しましたとおり、そういったソフトを既にお持ちの企業が結構いらっしやるという中では、積算としては低額になってきているという部分があるかと思えます。

○会長 申告内容がやや適正でなかったということは言えるわけですね。見積もりのときの申告というか。微妙な問題ですからね。

○委員 話がそれるかもわからないですけども、確かにソフトは一からつくと膨大な時間と費用がかかるし、パッケージソフトが使えば低廉でできるというのがあるわけですが、そこは所管で基本的には精査した上で予定価格というか、発注をどうするかというのは決めたいけれども、この場合に関しては例外であったという形になるんでしょうかね。

○経理課長 基本的には一からということでの仕様になっているわけですので、今、委員がおっしゃるような形での過程を踏んできているわけですが、結果としてはそうした企業の中では、そういった形での対応が可能なところは低額な入札価格になろうかというのが実態であろうかと思えます。

○会長 だから、そこら辺の情報を 23 区内で共有されるとか、せめてそういうことをされる——それは区民の立場じゃなくて、都民の立場になるかもしれませんが、そういうことは必要じゃないですかね。

○委員 その場合、仕様の中にパッケージソフトも可能だということは書かれていたんですか。書かれていなかったのか。

○事務局 書かれてはおりません。

○委員 その点は業者が、要するにそう捉えていると。判断で。

○経理課 A はい。製品指定ではありませんので、一から仕様を書き上げて、こういうシステムを構築してほしいという仕様にとった業者さんが持っているノウハウだったり、今まで過去に構築しているシステムだったりをそこに組み込んでくる業務と考えられます。

○会長 それは同時進行の世界だから、技術革新の中心におられないとなかなかわからない事態ではあると思いますが、これはまたその他で扱う事項ともちょっと関係しますので、とりあえずこれはここでとめておきたいと思えます。

では、次に子ども手当の業務委託について説明をお願いします。

○経理課長 それでは、5 番でございます。子ども手当認定請求等関係書類の印刷及び封入業務委託でございます。

入札方式は指名競争入札です。平成 23 年 10 月 18 日に開札をしてございます。予定価格は〇〇円、税抜きでございます。入札は 8 社を指名し、区内が 1 社、区外が 7 社ございました。落札率は〇〇%でございます。

資料につきましては、入札経過調書が 5 ページにございますので、ご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

○会長 これもやり方がどういう方法をイメージするかによってかなり金額がぶれるやつですよね。だから、想定された業務プロセスによって全然違ってくると思われて、結果的にこういう差になったと思いますが、皆さん、ご意見をどうぞ。

これは、印刷したものを中に入れるということですよ。ラベルを張るのではなくて、透明なものか何かに。ですよ。

○経理課長 はい。印刷をして、封入をするということでございます。

○会長 ですから、透明の状態にして。

○経理課長 窓つきでございます。

○会長 それでもこれぐらい差が。紙の質とかは指定されているんですかね。

○経理課 A 指定してございます。

○会長 ああ、そうですか。ということらしいですが。

○委員 先ほどのシステム構築と違って、この案件は印刷・封入業務という割とシンプルな業務ですので、なぜ予定価格とこれだけの乖離が生じたのか理解が難しいんですけども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○経理課長 なかなか難しいところではございますけれども、例えば紙の関係におきましても、新規で買うということではなく、在庫を大量に持っているとか、そういった要素もあろうかなと思っているところです。あと、封入業務でございますので、そういったノウハウ、または機械を持っている、持っていないという部分も含めまして、有利な部分があったのではないかと感じているところでございます。

○委員 この業者は既に同様の業務を以前からやっていらっしゃるということ

なんですか。

○経理課 A この業者は、子ども手当は今回初めてですけれども、国保年金課の保険料の封入、封緘、印刷というのは区で実績がございます。あと、システムの関係などで、入札の直前に区側で行える部分が増えることによって、仕様を一部見直すなどということもあります。

○会長 その両方のためですか。

○経理課 A そのように聞いております。

○会長 ということですが。

○総務課長 ちょっと補足をいたします。

システム課長をしていたのでよくわかるんですけれども、例えば、当初は印字をすることができない想定だったのが、途中で区のほうのシステムで印字ができるといったことが、時に区の直営でシステム構築をしている関係もございまして、そういったことは起こり得ます。ですから、本当に入札する段階の直前にそういったことが判明したり、あるいはその後、判明することがありますので、そのようなことが起こり得るということでございます。

○会長 そういうことであれば理解できるということですね。

それでは、最後の案件ですが、LEDの機器の購入ですね。

○経理課長 それでは、最後の物品の購入案件でございます。LEDバルーン投光機及び発電機の購入でございます。

入札方式は一般競争入札です。平成 23 年 7 月 13 日に公告をいたしまして、8 月 5 日に開札をしてございます。予定価格は〇〇円、税抜きでございます。入札につきましては、区外の 2 社が参加をいたしまして、入札が 1 回、落札率は〇〇%でございました。

資料につきましては、入札経過調書が 6 ページ、発注公告文が 7 ページからとなっております。

この概要でございますけれども、こちらの案件は 3.11 の大震災を受けまして、震災対策の充実を図る一環として、区の災害備蓄倉庫 11 所と災害時に震災救援所となる区内の小・中学校 62 所に三脚のようなスタンドの上に風船状の投光機を乗せた LEDバルーン投光機とその投光機を点灯させるためのガソリンを燃料とする発電機を 77 セット購入したものでございます。このバルーン投光機につきましては、最近、工事現場などで似たよ

うな構造のものをよく見かけるかと思えますけれども、概要としては以上でございます。

○会長 ということですが、ご質問、ご意見。

これは船山株式会社というところがつくっているんですか。それとも、これは取り次ぎ業者なんですか。

○経理課C こちらは作っているところではございません。

○会長 製造から直接買うということではできないんですか。

○経理課C 今回のケースでは、製造会社は入札の登録業者ではございませんでした。

○会長 登録業者じゃないとできない、それはそうでしょうね。

○経理課C 業者として登録がある場合については、登録業者での入札を原則として行っています。登録業者で買えないものについては、個別に随意契約などをする場合もまれにあります。

○会長 そういう意味では、やや議論の余地はあると僕は思ったんです。ほかの区も大体そういうことでやっているんですかね。

○経理課C そう思われます。これは製品指定ではございませんので、そのものでなくともいいということになります。特定の製造会社の製品ということであれば、そういう考えもできるんですけれども、他のところが作ってあればということで、一般競争にしております。

○委員 これは2区、中央区と練馬区ですけれども、ほかの区はないんですか。

○経理課C 防災用品の取扱品目として届けている事業者はたくさんあるんですけれども、やや特殊な製品ですので、例えば杉並区内でほぼどんな製品でも入れてくるような事業者であっても、これは扱わないということでした。別に区を限定しているわけではございません。

○会長 でも、こういうものは本来から言うと、連合で買うとかいったようなスタイルのほうが望ましいように行政的には思いますが、個々の契約行為としては問題はないと思います。それは入札監視委員会の所掌を超える話で、外部評価委員会としての感想ですけれども。

○委員 ○○%というのはなぜかというか、何かあるんですかね。何か見積もりのものがあったという。

○経理課長 当然、下見積もりはとっているものです。

○会長 では、とりあえず今のも含めて、個々の契約あるいは入札行為自身においては違法という事態は見受けられませんでした。やはり入札の全体の効率化や適正化という観点から言えば、依然として先進的な杉並区におかれても改善の余地はありますので、これを参考にして、さらに一層の適正化に努めていただきたいというのが本日の結論になります。

では、とりあえずこの入札監視委員会としての議事はこれで終わりにして、その次に、資料はないんですが、突如また個別外部監査が復活するらしいので、これについては総務課長と行政管理担当課長のほうから引き続いてご説明をどうぞ。

○総務課長 平成 25 年度の個別外部監査につきましては、もちろん議会の議決を得ないと正式決定しないわけですけれども、23 年度、24 年度、行いませんでした個別外部監査の実施につきましては、やる方向で今予算要求はしてございます。

私からは以上でございます。

○行政管理担当課長 ただ今のお話についてですが、外部評価委員会としまして、個別外部監査のテーマを選定いただくことになってまいります。本日は資料をご用意しておりませんが、きょう以降、私どもから改めてメールで皆様のほうにお願いさせていただきます。例年どおり、お一人様 2 件程度、個別外部監査のテーマとなり得る候補をお選びいただいて、私どもにお返しいただければと思っております。

その上で、次回、第 4 回の外部評価委員会におきまして 3 項目程度にお絞りいただいて、その中からまた私どものほうで対象を 1 項目に絞っていくという手続きをとらせていただければと考えているところでございます。

繰り返しになり、また大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、1 月の半ば、あるいは半ば過ぎぐらいまでの間にお一人 2 項目程度候補となる項目をお挙げいただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○会長 そういうことで、また一つ仕事がふえますが、もともとこれは我々の所掌でもあったことですので、大変ご多忙だと思いますが、次回の委員会に向けて、またご検討を賜ればと思います。

それでは、本日の議事はすべて終わりですか。まだあるんですか。今後の予定。

○行政管理担当課長 では、事務連絡で 2 点ほど。

まず、外部評価の締め切りでございますけれども、一応 12 月 27 日木曜日をもってお願

いしているところでございますので、こちらもお忙しいところで大変恐縮でございますけれども、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

もう一つでございますが、第4回の日程でございます。皆様のほうのご予定を伺いまして、現在のところ2月1日の4時からを第一候補として調整を行わせていただいておりますので、できましたら2月1日の4時から時間を確保しておいていただければと存じます。希望でございますけれども、私からは以上でございます。

○会長　そういうことで、きょうは入札の案件が多うございましたものですから、ちょっと時間がオーバーしました。珍しく私の司会の不手際で、私は時間を守る人なんですけれども、残念ながらきょうは強行的なことができなかったもので、かなり皆様のご意見を頂戴したので、時間を超過いたしまして申しわけございません。

これで外部評価委員会の議事を終わりにします。どうもお疲れさまでした。